

一般社団法人 都城青年会議所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人都城青年会議所（英文名 Junior Chamber International Miyakonojo）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県都城市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、地域社会の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、国家及び世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 この法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 この法人は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会及び文化等に関する調査研究並びにその向上に資する事業
- (2) 児童及び青少年の健全な育成に資する事業
- (3) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養する事業
- (4) 地域社会の健全な発展に寄与する事業
- (5) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
- (6) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内外の青年会議所並びにその他諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第2章 会員

(種別)

第7条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人

法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 都城市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。

(2) 特別会員 40歳に達した年の事業年度の終了する日に正会員であった者で、所定の手続を経た者をいう。

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会で承認されたものをいう。

2 正会員が事業年度中に40歳に達した場合は、当該事業年度の終了する日まで正会員としての資格を有する。ただし、当該事業年度に理事であった者は、選任された事業年度に関して1月に開催される通常総会の終結の時まで、正会員としての資格を失わない。

(入会)

第8条 この法人の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 その他入会に関する事項は、規則に定める。

(会員の権利)

第9条 正会員は、この定款に定めるもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に有する。

2 特別会員及び賛助会員に関して必要な事項は、規則に定める。

(会員の義務)

第10条 この法人の会員は、法令、定款その他規則を遵守しなければならない。

(正会員の義務)

第11条 この法人の正会員は、各種会議及び行事への参画、協力、出席等、この法人の目的を達成するために必要な義務を負う。

(会費納入義務)

第12条 正会員は、入会に際し、総会において定める入会金を納入しなければならない。

2 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第13条 この法人の会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

(1) 第14条により退会したとき。

(2) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人になったとき。

(3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。

- (4) 解散したとき（ただし、賛助会員に限る。）。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 正当な理由なく所定の期日までに会費を納入せず、かつ督促に応じないとき。
- (7) 総正会員の同意があったとき。

（退 会）

第14条 会員がこの法人を退会しようとするときは、理事会の承認を経なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

2 会員の退会に関して必要な事項は、規則に定める。

（除 名）

第15条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の3分の2以上の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し又はこの法人の目的遂行に反する行為をしたとき。
- (3) この法人の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、除名手続に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（休 会）

第16条 正会員がやむを得ない事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、理事会の承認を経て、休会することができる。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第17条 会員が第13条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金を返還しない。

第3章 総 会

（構 成）

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（権 限）

第19条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 役員候補者の選出
- (3) 定款の変更
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 事業報告及び決算の承認
- (6) 解散及び残余財産の帰属
- (7) 入会金、会費の額の決定及びその変更
- (8) 会員の除名
- (9) 合併及び事業の全部の譲渡
- (10) 役員報酬等の額
- (11) 理事会において総会に付議した事項
- (12) 前各号に定めるほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項の規定にかかわらず、総会においては、第21条3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

（種別及び開催）

第20条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内及び7月又は8月に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事にあったとき。

（招 集）

第21条 総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに正会員に対してその通知を発しなければならない。

4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

（議 長）

第22条 総会の議長は、理事長又は正会員のうち理事長が指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第23条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 総会の決議は、一般法人法第49条第2項及びこの定款に規定するものを除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

(議決権行使の委任)

第25条 やむを得ない事由により総会に出席できない正会員は、法令の定めるところにより他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。ただし、役員選任に関する議決権行使の委任の範囲については、規則に定める。

2 前項の場合において、前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び議長が指名する正会員2名が署名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上30名以内

(2) 監事 2名以上4名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、6名以内を一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第28条 理事は、総会の決議によって正会員のうちから選任する。

2 監事は、総会の決議によって選任する。

3 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

4 前項で選定された代表理事は理事長に就任し、業務執行理事は副理事長又は専務理事に就任する。ただし、副理事長は1名以上5名以内、専務理事は1名とする。

5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。この法人の会議、特別委員会又は委員会の構成員についても、同様とする。

6 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係がある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

8 その他役員を選任に関して必要な事項は、役員選任の方法に関する規程に定める。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任された年の翌事業年度とする。

2 監事の任期は、選任された年の翌事業年度及び翌々事業年度とする。

3 任期の満了前に退任した役員は補欠として選任された役員の任期は、その退任した役員の任期が満了するときまでとする。

4 役員は、第27条で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 役員の再任に関して必要な事項は、役員選任に関する規程に定める。

(辞任及び解任)

第30条 役員は、理事会の承認を経て辞任することができる。

2 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(理事の職務権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成すること。

- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査し、各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類及びその他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(直前理事長)

第33条 この法人に直前理事長を置くものとする。

- 2 直前理事長は、前年度理事長が就任する。
- 3 直前理事長は、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行わなければならない。
- 4 直前理事長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(特別顧問)

第34条 この法人に3名以下の特別顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問は、理事会の決議によって直前理事長を除く理事長経験者である正会員のうちから選任する。
- 3 特別顧問は、理事長経験を生かし、業務についての理事長の諮問に答え、又は業務について必要な助言を行うことができる。
- 4 特別顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(顧問)

第35条 この法人に3名以下の顧問（以下、直前理事長及び顧問と併せて「直前理事長等」という。）を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議によって選任する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に答え、又は業務についての意見を

述べることができる。

(直前理事長等の任期等)

第36条 直前理事長等の任期、辞任及び解任については、第29条第1項及び第30条を準用する。

(報酬)

第37条 役員及び直前理事長等の報酬に関して必要な事項は、規則に定める。

第5章 理事会

(構成)

第38条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(種別及び開催)

第40条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は毎月1回開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 次条第2項又は第3項に定めるとき。
 - (3) 第32条第5号に定めるとき。

(招集)

第41条 理事会は、この定款に別に定める場合のほか、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求

があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 前項の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が臨時理事会を招集することができる。

4 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事、各監事、直前理事長及び各特別顧問に対し通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名した理事がこれにあたる。

(定足数)

第43条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第44条 理事会の決議は、この定款に別段に定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第31条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長（理事長が出席しなかった場合には、理事長が指名した理事）及び監事は、これに署名

押印しなければならない。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第48条 この法人は、毎月1回以上例会を開催する。

(委員会)

第49条 この法人は、目的を達成するために必要な事項を調査し、研究し、審議し又は実施するために委員会を置く。

2 委員会は、委員長1名、副委員長若干名（運営幹事を設置するときは、「副委員長若干名、運営幹事若干名」）及び委員をもって構成する。

(室、会議、特別委員会)

第50条 この法人は、室、会議、特別委員会を置くことができる。

(委員会等への所属)

第51条 正会員は、委員会、会議、特別委員会、事務局又は財政局に所属しなければならない。ただし、理事長、副理事長、専務理事、監事、直前理事長及び特別顧問を除く。

(規則への委任)

第52条 この章に規定するもののほか、例会の運営並びに委員会等の組織及び運営に関して必要な事項は、規則に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の種別)

第53条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第54条 この法人は、基本財産について適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得て、その全部若しくは一部を処分し、又は担保に供することができる。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(財産の管理及び運用)

第55条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める規則によるものとする。

(会計原則)

第56条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第57条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を経るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第58条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、通常総会において承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 この法人は、第1項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、前条各号に定める書類を事務所に備え置くとともに、貸借対照表を公告するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第59条 この法人は剰余金の分配を行わない。

第8章 事務局等

(事務局等)

第60条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長1名を置くものとし、事務局次長及び事務局員若干名を置くことができる。

3 この法人の会計を処理するため、財政局を設置することができる。

4 財政局には財政局長1名を置くものとし、財政局次長若干

名を置くことができる。

5 第2項及び前項に定める者（ただし、事務局員を除く。）は、理事長が理事会の承認を経て、正会員のうちから任免する。

6 専務理事は、事務局及び財政局を統轄する。

7 事務局及び財政局の組織及び運営に関して必要な事項は、規則に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第61条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 総会及び理事会の議事に関する書類
- (4) 第57条第1項に定める書類
- (5) 第58条第1項に定める書類
- (6) 監査報告書
- (7) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿書類等の閲覧については法令の定めによるほか、次条第2項により定める

3 第1項各号の帳簿書類等の保存期間については、法令の定めによるほか、規則に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第62条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第63条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、規則に定める。

(公告)

第64条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第65条 この定款は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第66条 この法人は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第67条 この法人は一般社団・財団法人法第148条第2号から第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第68条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 補 則

(委 任)

第69条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則 (平成30年12月 日改正)

この定款は、総会の承認を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項第4号に定める公益認定の取消しの処分を受けた日から施行する。

総会承認日 平成30年6月28日
取消処分日 平成30年12月 日